

(仮称)みよし市子ども基本条例について

1 背景・経緯

- (社会環境)
- ・少子化、核家族化、地域とのつながりや人間関係の希薄化が進むなかで、いじめ、児童虐待、有害情報の氾濫、こどもをめぐる犯罪の多発等、こどもを取り巻く環境は大きく変化してきています。
- (国の状況)
- ・国は平成6年、こどもの権利条例を批准しました。また、令和5年4月にこども基本法が施行されるとともに、こども家庭庁が発足しました。さらに同年12月にはこども基本法に基づき、こども政策の基本的な方針を定めるこども大綱を閣議決定し、こどもに関する取り組みが一気に加速しました。
- (本市の状況)
- ・本市は令和5年度に、それまでの子育て健康部をこども未来部に改組し、こども政策をより強力に市全体で包括的に推進していく体制を構築しました。
 - ・また、こども基本法に基づく本市のこども施策の総合的な指針となるこども計画を令和6年度に策定します。



こどもの権利を擁護するとともに、国が進めるこどもまんなか社会を強力に推進するための条例整備が必要です

2 目指す方向

- 【こどもはまちの主役】
- こどもが幸せなまちは大人にとっても幸せなまちです。また、こどもは、大人と共にみよし市をつくっていく仲間であり、まちづくりの大切なパートナーです。こどもも社会の一員として重んじられ、こどもと大人、それぞれが役割を果たしていけるように支援されるべきです。
- そのためには、こどもの権利擁護を図るとともに、こども・子育て支援に全市が一丸となって取り組まなければなりません。

3 基本となる柱

- ①こどもの権利の保障
- ・こどもは、一人一人がかけがえのない大切な存在です。また、こどもには人間として生きていくための当然の権利があり、こどもはその権利が保障されることにより健やかに成長していくことができます。しかしながら、こどもに対する権利意識は十分に浸透していない状況であり、私たち大人はあらためてこどもの権利について考える必要があります。
 - ・また、こどもの権利擁護に対する実効性を確保するためこどもの権利擁護委員会を設置します。
- ②こどもの安全・安心の確保
- ・こどもは暴力や虐待だけでなく、差別やいじめや貧困などにさらされることなく、安全・安心な環境の中で健やかに成長していくことができます。
 - ・また、こどもには、自分らしく安心して過ごせる居場所も必要です。
 - ・こどもを取り巻く社会環境の変化に対応するためには、これらを具体化する取り組みが重要になってきます。
- ③こども・子育ての支援はオールみよしで
- ・こども・子育て支援は、家庭や学校、保育園等だけでは十分に機能しません。日常的にこどもに関わる個人や団体だけでなく、間接的にこどもにかかわる地域や事業所など様々な立場の個人、団体などの役割を明確にし、オールみよしで向き合うことが重要です。
 - ・また、こどもが豊かに育つことができる地域社会づくりに向けて、地域の多様な主体がともに連携、協働して取り組むことが大切です。

4 条例に盛り込むべき具体的な内容

柱	盛り込むべき内容	条
①こどもの権利の保障	・こどもの権利を尊重し擁護すること ・不登校のこどもの学ぶ権利を保障すること ・こどもの参加と意見表明の機会を保障すること ・人種、国籍、性、宗教などの多様性を尊重すること ・こどもの権利に対する継続的な普及啓発をすること ・こどもの権利擁護のための委員会を設置すること	第3条 第15条 第17条 第18条 第19条 第20条～第23条
②こどもの安全・安心の確保	・こどもにとっての安全・安心な環境を整備すること ・虐待やいじめからにあわないようにすること、また虐待やいじめが発生した場合に速やかに対応すること ・自宅や学校以外に、こどもが自分らしく過ごせる場所（居場所）をさせること ・経済状況など生まれ育った環境によらず、こどもがこどもらしく生きられるようにすること	第12条 第13条 第14条 第16条
③こども・子育ての支援はオールみよしで	・こども・子育てに関わる個人、団体のそれぞれの役割を明確化すること （こども、保護者、地域住民、事業者、学び・育ちの施設、市） ・こども・子育てに関わる個人、団体が、それぞれの役割の中で連携する体制を構築すること ・ライフステージの中で切れ目なく、こどもと保護者への支援を継続すること	第4条～第9条 第10条 第11条
その他	・条例の基本原則と趣旨 ・用語の定義 ・規則等への委任	第1条 第2条 第24条

5（仮称）こども基本条例の構成

前文	第14条	こどもの居場所
第1章 基本となる事項	第15条	不登校のこどもへの支援
第1条 目的	第16条	こどもの貧困対策
第2条 言葉の意味	第17条	こどもの意見表明
第3条 こどもの権利	第18条	多様性の尊重
第4条 こどもの役割	第19条	普及啓発
第5条 保護者の役割	第3章	こどもの権利侵害からの救済及び回復
第6条 地域住民の役割	第20条	こどもの権利擁護委員会の設置
第7条 事業者の役割	第21条	擁護委員会の職務
第8条 学び・育ちの施設の役割	第22条	擁護委員会への協力
第9条 市の役割	第23条	勧告又は要請への対応
第2章 市が行う基本的な取り組み	第4章	雑則
第10条 連携体制の構築	第24条	委任
第11条 切れ目のない子育て支援	附則	
第12条 安全、安心な環境づくり		施行期日
第13条 虐待やいじめへの対応		経過措置